

令和6年度 宇和島市利用者負担額(保育料)について

利用者負担額(保育料) 決定の切り替え時期

利用者負担額(保育料)は市区町村民税額に基づき決定します。

また、毎年9月が利用者負担額(保育料)決定の切り替え時期になります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度(令和5年度)の市区町村民税額 に基づく利用者負担額(保育料)						当年度(令和6年度)の市区町村民税額 に基づく利用者負担額(保育料)					

※市区町村民税は1月1日現在に住所のある市区町村において、前年中の所得に対して計算されます。宇和島市に転入された方は、利用時期によって、利用者負担額(保育料)決定に必要な市区町村民税額の確認書類を提出して頂く場合があります。提出が必要な方には別途ご連絡いたします。

【確認書類の提出が必要な方】

4～8月分利用者負担額(保育料)算定時：令和5年1月2日以降に宇和島市に転入された方

9～3月分利用者負担額(保育料)算定時：令和6年1月2日以降に宇和島市に転入された方

利用者負担額(保育料)と階層

宇和島市の利用者負担額(保育料)は、国の基準に従って毎年決定しています。今年度の階層区分毎の利用者負担額(保育料)は裏面のとおりです。

(年齢は4月1日時点の年齢を基に決定します。年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中の利用者負担額(保育料)は変わりません。)

利用者負担額(保育料)の決定

利用者負担額(保育料)は、料金算定に必要な市区町村民税の情報及び世帯の現況区分・保育必要量等によって決定します。申告等により市区町村民税額が変更された場合は対象月にさかのぼって利用者負担額(保育料)の追加徴収や還付となります。(ただし、前年度分については、追加徴収・還付の対象外です)。

利用者負担額(保育料)の口座引き落とし

口座引き落とし日は月末とし、月末が土・日・祝日の場合は翌金融機関営業日(例 6月分は6月30日が日曜日のため、7月1日(月)引き落とし)になります。口座引き落とし日前に残高の確認をお願いします。利用者負担額(保育料)は、施設の運営に必要です。毎月指定する期日までに納付してください。

※12月分は12月25日(水)です。

※私立認定こども園(2・3号)の利用者負担額(保育料)は各施設での徴収となります。

問合せ先

宇和島市 保健福祉部 こども家庭課 こども育成係 TEL：24-1111(内線2145)

令和6年度 利用者負担額(保育料) 表

(月額：円)

区分	階 層			3号認定			
				認定こども園・保育所		家庭的保育所	
				標準時間	短時間	短時間	
1	A	生活保護世帯等		0	0	0	
2	B	市区町村民税非課税世帯		0	0	0	
3	C	1	市区町村民税非課税世帯のうち 均等割課税世帯	一般世帯	11,700	11,580	8,400
			要保護世帯	5,000	4,900	3,200	
		2	市区町村民税所得割額 48,600円未満	一般世帯	11,700	11,580	8,400
			要保護世帯	5,000	4,900	3,200	
4	D	1	市区町村民税所得割額 48,600円以上 57,700円未満	一般世帯	17,500	17,200	11,200
				要保護世帯	5,000	4,900	3,200
		2	市区町村民税所得割額 57,700円以上 64,700円未満	一般世帯	18,000	17,760	11,200
				要保護世帯	5,000	4,900	3,200
		3	市区町村民税所得割額 64,700円以上 77,101円未満	一般世帯	18,000	17,760	11,200
				要保護世帯	5,000	4,900	3,200
		4	市区町村民税所得割額77,101円以上 80,800円未満	18,000	17,760	11,200	
		5	市区町村民税所得割額80,800円以上 97,000円未満	18,000	17,760	11,200	
		5	6	市区町村民税所得割額97,000円以上 121,000円未満	26,700	26,340	13,200
			7	市区町村民税所得割額121,000円以上 145,000円未満	26,700	26,340	13,200
			8	市区町村民税所得割額145,000円以上 169,000円未満	26,700	26,340	13,200
			6	9	市区町村民税所得割額169,000円以上 235,000円未満	36,600	36,060
10	市区町村民税所得割額235,000円以上 301,000円未満	36,600		36,060	21,600		
7	11	市区町村民税所得割額301,000円以上 397,000円未満	48,000	47,280	24,100		
8	12	市区町村民税所得割額397,000円以上	50,000	49,100	24,100		

(注)

この表の利用者負担額(保育料)は、各年4月1日時点で満3歳未満の保育認定子どもに適用される料金で、給食費も含まれます。

この表において、「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付支給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯を指します。

この表において、所得割とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割をいい、同法第328条の規定によって課する所得割を除きます。ただし、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとします。

(備考)

- 1 階層区分の認定は、教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者たる場合に限る)のすべてについて、それらの方の課税額の合計額により決定します。申請当初と保育料決定に要した税額に変更があった場合は、対象月にさかのぼり保育料を変更する場合があります。その際は保育料の追加徴収または還付となる場合があります。ただし、前年度分については、追加徴収・還付の対象外です。また、4月分から8月分までは前年度分の市区町村民税の課税額を、9月分から翌年3月分までは当年度分の市区町村民税の課税額を用いて決定します。
- ※家計の主宰者として扶養義務者を算定するかどうかは、父母の収入と生活保護制度における最低生活費との比較により行います。
- 2 軽減措置について、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする第2子以降を無料とします。
また、要保護世帯(ひとり親世帯、障がい児(者)等のいる世帯)は、確認資料の提出により保育料が軽減されます。

3 階層区分認定の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）を差し引く前の市区町村民税所得割額となります。